博捜し随所に引用してあることなど、多大な功績と評価してよい。

## 究

# 『天皇·皇族実録』 の成立過程

所

功

K は閲覧できるようになった。 長らく内 部 の関係者しか見られなかった宮内庁書陵部所蔵 のみならず、 昨秋より近世部分の影印複製本が順次公刊されつつあることは、 『天皇・皇族実録』(全二八六冊) が、 数年 前 か 6 皇室史に 研 究者

関心を寄せる一研究者として欣びにたえない。

一回配本分十二巻に含まれる『後桜町天皇実録』 そこで、早速第Ⅰ期全三十七巻のうち第一回配本分十三巻 の全容は、 既に四年前マイ (正親町天皇~霊元天皇) クロフィ ル を購入した。 ムを頒けて頂き、 また近刊予定の第 同女帝の宸記

ということである。 (京都御所東山御文庫架蔵) れらを通覧して実感することは、 特に近世の部分は、 を解読する本学内の研究会で活用している。 さすが戦前の宮内省図書寮で主力を注いだ編修事業の名に恥じない見事な成果だ 戦後数十年経った今日でも殆ど活字化されていない歴代宸記や公家日記なども

は それでは、 ゆ まに書 この一大編纂書(以下「本実録」と称する) 三房の複製本(各巻冒頭) に、藤井譲治氏 (京都大学文学研究科教授)と吉岡眞之氏 は、 どのようにして作り上げられたのだろうか。 (国立歴史民族博物館 その 経 緯

教授) L かし、 連名の もう少し詳しい成立事情を知りたいと思い、 「刊行にあたって」と題する簡潔な解説 (以下「複製解説」と称する) で大筋を知ることができる。 宮内庁書陵部に問いあわせたところ、 幸いに関係文書の閲覧と

(3)

しかし、その後

撮影を認められた、 よって、 既刊 の 複製解説 を裏付けると共に、 若干補訂する資料を、 ここに紹介させて頂こう。

## 一複製解説の要点

し直して、左に示そう(「 」括弧内は解説文の引用)。 井・吉岡両氏による複製解説は、 全文二ページ (約 一 一 五〇字) の簡にして要をえた説明である。 それを少し整理

(1) から出発し」、やがて「神武天皇より孝明天皇までの間の天皇・皇族の実録を完成することを目標とし」た。 本実録 の編修は、 「一九一五年 (大正四)、 明治維新後に死去もしくは臣籍降下した皇族の実録編修に着手したこと

以後四年間で「四名の皇族」

実録しか出来ていない。

2 規定と凡例を定め……スタッフを大幅に増員し……八年間で編修を完了する」予定であった。 そこで「一九一九年(大正八)・図書頭森林太郎 (鷗外)は……新たに編修計画を立案した。 この計 画 は 集

長して「一九三六年 (昭和一一)……脱稿し……逐次印刷……が完了したのは一九四四年 (昭和一 九 七月である。

「宮内省の定員削減」とか「実録の体様を紀事本末体から編年体に変更」したため、

再三期

烈限を延

4 となる史料を掲げる体裁で」「本文二八五冊にまとめ、 その内容は、 歴代の「各天皇・皇族ごとに編年体で編修され、『大日本史料』と同様に綱文を立てると共に、 総目録一冊を付している。」 根

(5) などから広く収集して提示し……問題があればそのつど案文を付して注意を喚起するなどの配慮もなされて」 その根拠史料は 「宮内省図書寮を筆頭に内閣文庫・東京帝国大学史料編纂所など多くの機関や寺社、 民間 の 所蔵者

史料集としての価値は今日でも失われていない。

33 (33)

なお、 この解説の次に引かれている原本の 「凡例」によれば、「本実録ハ、天皇別ニ謹修シ、 后妃·後宮並 ニ皇子已

下概ネ四世孫ニ至ル皇親ノ行実ハ、夫々の天皇実録ノ中ニ収メタ」が、いわゆる「四親王家」については別途

録ヲ編修スル」予定であった。

る。 その記載事項は、 『大日本史料』のような頭注見出しや関連図版はないが、 「概ネ降誕ニ始マリ大葬ニ終ル」行実について「初メニ綱文を掲ゲ……次ニ史料を駢列シテ」 各巻頭に「目次・略系図及ビ引用書目」が掲げてある。

### 「天皇実録」 の計画

宮内大臣 書陵部所蔵 子実録 漢字は新字に直し送り仮名も少し補ったところがある。 . の の 決裁した文書に、 の 編 修は、 『例規録』を調べてみると、明治四十一年(一九〇八)五月二十七日、 複製解説①に大正四年 早くも次のような「天皇実録義例」十五条が付されている (一九一五)「皇族の実録編修…から出発」 以下同)。 図書頭が起案し、 とある。 (便宜、 しかしなが 句読点・濁点等を加 同六月十一日 5 宮内庁

本実録

列聖

、御事蹟ヲ記述スルヲ本義トスレドモ、

今暫ク今上陛下ノ御事蹟ヲ記

スル

上止

就中帝室日

後ヲ継ギテ、 明治二十六年一月一 日ヨリ筆ヲ起シ、 略ボ成緒アルヲ待チ、 溯リテ明治初年ヨリ 編修ス。

一、天皇ノ御起居ハ、 天皇ノ御起居ト雖モ、 小事ト雖モ之ヲ記ス。 日々恒例トシテ定レル 臨時ノ朝会・儀典、 コト 常ニ異ナリタル事故アル 亦皆之ヲ記ス。

トキニ限リ之ヲ記ス。

例 いセバ、

平日

34)

(

34

数所ニ

散見ス。

然レド

踐祚以

が前ノ

ኑ

H 御 入御 ジ如 + 凡ソ例 刻ニ 行 ハセ ラル 時 載 セザ ル ガ 如

恒 例 ŀ 雖 モ 祝祭日 ノ御親祭及ビ伊勢神宮奉幣 歌御 会 始 御講 書始 ノ如キ ハ之ヲ記

三后ノ事蹟ハ、 天皇実録中ニ 併録 ス。

詔書

勅書及ビ勅語

事件

/ 性質、

発表ノ形式如何ニ拘ラズ、

其ノ全文ヲ採録ス

官吏ノ任免 明治十八年官制 改革以前 ハ 勅 任 等官、 以後 親任官 同 待遇者 二 限 リ之ヲ採録 ス。 但 シ宮内勅任

官同待遇者ハ前後皆之ヲ載ス。

功臣ノ薨卒ハ、 宮内省ノ官制 或ハ国葬ヲ賜ヒ、 其ノ大要ヲ記 載 或ハ正 え。 式ノ 、勅使ヲ立テラレ誄

拝謁及ビ御陪食仰付ケラレ

シ場合ノ如キ

必ズ其

ノ姓名ヲ記

但

三大節拜賀

分如

+

恒 例

属

ス

ル

モ

ヲ賜 ス。

ベハリシ

モ

ノノミ

、ヲ掲記

此

ノ限ニ在ラズ。

天災・地変等ニテ御救 本実録ハ、 宮内省各部局並ニ内閣諸官省ノ文書 恤 金 ヲ 賜 IJ シ時 其 記録 事 実ヲ略注 官報及ビ帝室日誌 ス。

傍諸家ノ伝記等正 確ナ ル 記録ヲ博搜シテ収録 帝室例規類篡、 其ノ他官撰書冊ヲ本

事歴ハ、之ヲ実録ノ首ニ略記 条下ニ其 モ 間 又一 ノ略伝ヲ記 所ニ シ、 滙 シ、 収 爾後ノ記 又ハ シ、 其 或 ノ由来ヲ溯記スル ハ 事ハ、 条下ニ 日ヲ以テ月ニ繋ケ 注記 ス ル ガ コ 如 ŀ ア ij 月ヲ以 例 セバ、 テ年 二 立后・立太子及ビ皇太 繋 故 事

廃藩前諸侯及ビ藩士ハ、 其 (ノ藩名ヲ名下ニ注

平

闕

避諱等ノ

式

切之ヲ用ヰズ。

成婚等ノ

場合ニ於テ、

(35) 35

いたこと、しかも当面 これによれば、 すでに明治四十一年 \_ 今 上 (明治) 陛下の御事蹟を記す」ことに限定して着手するに先立ち、 (一九〇八) から、 「列聖の御事蹟を記述する」 歴代の 「天皇実録」を構想 筆録すべき記事の範囲

と書き方まで具体的に定めていたことが知られる。

#### Ξ 「皇統譜」 の作成

る。 このような「天皇実録」 その関係資料を紹介しておこう(図書寮「例規録」、以下⑫まで同上所収)。 編修計画とは別に、 それより簡略な「皇統譜」が、 明治の終りから大正年間に作成されてい

すなわち、「明治四十四年十月現在」と注記されている文書の「目録」をみると、「皇統譜」 「皇帝」・□「皇后」・○「後宮」・□「皇親」・団「皇室籍/皇族籍」に分けてあり、各々の「凡例」全文が付され、 の「凡例書式」として、

さらに一部が例示されている。このうち、⑦の凡例とその例示圖⑥③は、左の通りである(/は行詰の印、 以下同)。

#### 皇帝 /凡例

ヲ本譜中ニ挿 皇統譜 継承 載 いセズ。 ア所由、 世代ノ順序ヲ主トス。 故ニ単ニ大統ヲ掲ゲ、 皇親・後宮ニ至ラバ、 各其系譜ヲ編製シ、之

ヲ 明ニス。 旧史ニ橿 |原ノ朝以後ヲ人皇ト称シ、 其以前ヲ神代ト称ス。 此譜、 人皇ヲ主トシテ、 猶神代ヲ前ニ略載シ、 以テ其源

陽成院天皇以下、 大概諡号無ク、 其宮地ニ就キ某院ト称ス。 旧史或ハ院字ヲ省キテ某天皇ト称ス。 今 『神皇正統 ヲ

・挙グ。

記』ノ例ニ従ヒ、某院天皇ト書ス。

御一代ニ 一係 御諱 尊号・称詞ハ、 皆之ヲ書ス。 但、 上世異字同義ノ御名数箇ニ及ブモノハ、 其 ヲ挙グ。

従来、 至尊ニ配偶シ坤位 嫡母 養母 ||二備ハ ・庶母等ノ別アリト雖モ、今特ニ仰テ国母ト為ス者ノミヲ挙ゲ、其所生等ハ「皇統譜徴」ニ詳 ル者ト雖モ、 其称謂ニ至リテハ、其当時ノ実ニ依リ、 皇后・中宮・女御ト書ス。 其ノ皇后 ニニス。

崩 後 更立セラル 、モノ、 及ビ皇后・中宮並ビ立テラル、モノハ、 皆之ヲ挙グ。

即 位 元服・立太子・太上天皇尊号、 · 踐 祚 上世其別無 シ。 桓武天皇以来之ヲ分チ行ハル。 及ビ元年並ニ即位ニ改元スルモノ、其歳月ノ明著 故ニ光仁天皇以上 前 ナル モノハ、 ハ單ニ即 之ヲ書ス。 位ヲ挙ゲ、 桓 武天皇

以

後ハ受禅・踐祚

即位、

皆書ス。

モ シテ中世以後 ノニ別 大嘗祭 上世以 故アリラ之ヲ行ハレザルアリ。 来歴朝必行ノ典式ナル 故二、 今天武天皇以下、 日本紀ニ於テハ、 『日本紀』ノ例ニ従ヒ之ヲ書シ、 天智天皇以上 前 定例 トシテ之ヲ書 以テ行 セ ズ。 而

在位ノ年月 崩御年月日ノ下、 即 位 特ニ陽暦推算ノ年月日ヲ注シテ年紀ノ参考ニ便シ、 受禅 踐 祚ョ リ崩 御 譲位 . ノ間 ゙ヲ算ス。 以テ御祭日相当ノ所 亩 ヨ明ニ

降誕 行幸 ()· 即位 畿甸ヲ 崩御等、 去ルニ非レバ書セズ。 其地名ヲ挙ケズ。其変故アリ若クハ遠地ニ於テスル 但、 其変故ニ際 シ、 若クハ時勢已ムヲ得ザル モ ノハ、 特ニ之ヲ書ス。 ニ由リ遷幸セラル、 モノハ、 之

凡遷都、 現在山陵及ビ改葬、 暫ク徒テ旧 皆之ヲ挙グ。 復スル 者 其火葬· 書セズ。 分骨及ビ仮葬ハ、 其宮号モ 亦 同 之ヲ省ク。

37 (37)

- 降誕・立太子・崩葬等ノ時日、 旧 記 或ハ公布 ノ日ヲ記スルアリ。 今実ニ従テ之ヲ書ス。
- 『日本紀』『古事記』等、 諸書ニ記載セル 名称、 義同クシテ字異ナルモノハ『日本紀』ニ従フ。
- 一、北朝五代ハ、後亀山院天皇ノ後ニ附載ス。

歳月・地名ノ明確ナラズ、

伯仲ノ序次、

諸書異同アル

或ハ之ヲ欠キ、

或

ハ旧

にこ依

ル

- 皇統ノ数ヲ掲ゲ、 以テ大位継承ノ叙ヲ明ニシ、 世系ノ数ヲ注シ、以テ世数ノ叙ヲ詳ニス。
- ヲ 旧記、 編製シテ、 異同其説一ナラズ、此譜ヲ修ムルニ先ダチ、「皇統譜料」ヲ編纂シ、 其採択セル本據ヲ 証 シ、 疑義ニ渉ル者 々 論断ヲ加へ之ヲ明ニ 博ク材料ヲ網羅シ、 ス。 其引據セル 所 ごき マ タ 「皇統 悉ク其目 譜徴

# 多 皇統第一 世系第六

ヲ

/掲ゲ、

以テ本書ノ附録トス。

神武天皇

鸕鷀草葺不合尊第四子/御母正妃玉依姫命/皇后媛踏韛五十鈴媛。神日本磐余彦 尊、初名狭野「尊、又若御毛沼「尊、又豊御毛沼「尊。神気は下を見る。

庚午歳正月朔 [甲辰〇紀元前六十一年一月二十六日] 降誕。 **/甲戌歳、立太子。** / 甲寅歳、

東征。

辛酉歳正月朔 〔庚辰○二月十一日〕即;;天皇位於畝傍橿原宮;、 奉二安天璽鏡剱於正 殿 是年為二元年一。

七十六年丙子三月十一日〔甲辰〇紀元七十六年四月三日〕 崩。 御年一百三十七歲 /在位七十五年三月。

陵。

(V)

宇多院天皇

定省。/光孝天皇皇子/御母皇太后班子女王/中宮藤原温子。

貞観九年丁亥五月五日 〔癸卯○紀元千五百二十七年六月十四日〕 降誕。 元慶年中、 元服

仁和三年丁未八月二十六日〔丁卯〕立太子/同日践祚/同年十一月十七日

[丙戌]

即位

/四年戌申為;;元年;/同

年

十一月二十二日〔乙卯〕大甞祭。

寛平九年丁巳七月三日〔丙子〕譲位〕 /同月十日〔癸未〕太上天皇

昌泰二年巳未十月十四日 [甲戌] 落飾。 名;;空理又金剛覺

承平元年辛卯七月十九日 〔甲辰○紀元千五百九十一年九月八日〕 崩 /御年六十五歳 在位九年十

|山城國葛野郡宇多大内山 今、 花園村大字字多野字大山内〕 陵

√和八年辛卯八月十五日〔癸未○紀元二千四百三十九年十月三日〕 降誕。 後桃園院天皇御養子/実慶光天皇第六子/御養母後桃園院天皇女御准三后藤原維子

/ 御母成子内親王

/中宮欣子内親王。

〔戌申〕

即位。

兼仁、初名師仁、

称サチ

宮。

皇統第百

世系第七十

安永八年巳亥十一月八日〔戌子〕後桃園院天皇御養子/同月二十五日〔乙巳〕践祚/九年庚子十二月四日

十年辛丑正月朔 (甲戌) 元服 /同年四月二日〔乙巳〕改;ī元天明; /天明七年丁未十一月二十七日 [辛卯] 大甞祭。

文化十四 天保十一年庚子十一月十九日 [年丁丑三月二十二日 〔乙巳○紀元二千五百年十二月十二日〕 〔乙丑〕 譲位。 /同月二十四日 〔丁卯〕太上天皇。 崩 /御年七十歳

> (39) 39

/在位三十

七年四月

ところで、 この凡例については、 別筆 (墨書) で「凡例ハ、二十四年(宮内) 大臣経伺制定ノモノト大ニ相 違ノ / 点ア

ば、 ハ、改訂ヲ加ヘラレタルニ由ルト雖モ、 「皇統譜」はすでに二十年前の明治二十四年(一八八一)に制定された凡例があったこと、 大臣決裁セラレタルモノニアラズ」と注記されている。 それに改訂 これにより考えれ を加えた右

いて大正年間に「皇統譜」が作成されたのであろう。

の①も宮内大臣の決裁を経ていないことになる。

されば、

この四十四年以降にも加訂された可能性があり、

それに基づ

# 四 「皇族実録」の計画

それは大正四年 さて、 すでに明治四十一年から進められていた (一九一五) 三月二十三日、 図書頭が宮内大臣の裁決をえた左の文書にほかならない。 「明治天皇実録」 の編修は、 その後どうなったかを示す史料がある。

ラレ、 」之候ニ付テハ、天皇実録ノ編修ハ姑ラク之ヲ見合セ、右 居候処、 付テハ、追テ詳細 ヲ中止シ、 天皇実録編修ノ義ニ付テハ、 及ビ臣籍ニ入リタル皇族ノ実録ニ付テモ、 昨年十一月 更ニ「仁孝天皇実録」 ノ調査ヲ遂ゲタル上、 「明治天皇紀 去ル明治四十一年六月十一日伺定ノ「義例」ニ依リ、「明治天皇実録」 ノ編修ニ著手スルヲ順序ト存候ヘドモ、 編修ノ為、 案ヲ具シ經伺可」致候へドモ、 臨時編修局設置相成候ニ付テハ、 亦此際編修ニ著手スルニ非ゼレバ、 「皇族実録」ノ編修ニ著手スルコトトシ、 般ニ七歳未満ニシテ薨去相成候皇族 他方ニ於テ、 此際、 他日材料蒐集ノ便宜ヲ失フ虞有 明治維新後、 一旦「明治天皇実録」 其 ノ編修ニ従事致 崩御又ハ薨去セ 「義例」ニ

ハ、之ヲ其ノ父ノ実録中ニ、

又離婚ニ因リテ臣籍ニ復シタル妃ノ実録ハ、之ヲ其ノ夫ノ実録中ニ挿入候様致度、

此段

(40)

相 伺 候 也

当者は、 たり臣籍に婚嫁・降下された方々に関する材料を集めて「皇族実録」 右の文書によれば、 設置に伴って中止された 及び恒子女王 嘉言親王 (明治元年薨去) (明治元年婚嫁) 数年前からの (同紀は昭和八年完成)。そして、代りに、 以下四十九名の薨去者、英照皇太后 「明治天皇実録」編修は、 以下十四名の婚嫁者、 輝久王 大正三年 (明治四十三年臣籍降下)など六十七名の皇族 の編修に着手することになったのである。 「明治天皇紀」 明治維新から半世紀近い間に崩御・薨去され (同三十年崩御)と照憲皇太后 の本格的 15 「臨時 (大正三年崩

同四年三月 「皇族実録」 の 「義例」 案が定められた。 その 「記載: 事 項 は 左の通りである。 故者と離脱者)

が列挙されている。

皇族実録

名/幼称 皇族実録記載事 又名 法号

宮号

父/第何子女/一、母/生母

誕生/時刻 産殿 産殿伺候

命名 /賢所 皇霊殿 神殿ニ誕生命名ノ奉告、 称号ノ宣賜

浴湯

ノ儀

脱衣ヲ納

A

儀

著衣始

産養/五十日祝 1/大傳 乳母 百日祝等/一、忌明/一、 御養育掛 其他養育ニ関スル 賢所、 切ノ事 皇霊殿、 項 神殿 進

養育

- 教育 /傳育官 御用掛 学校 教導担任職員 教導ノ科目 学歴 読書始等
- 魚味始/一、髪置/一、 深曽木/髪曽木/一、 著袴/一、著裳/初笄/一、带直/一、鉄漿始
- 成年式/元服 鬢曽木 月見等
- 入内/一、立后

婚嫁/成約

結婚ノ禮

立后ノ詔書

婚嫁ノ

勅許

婚嫁ノ年齢

配偶者の名等

- 著带 猶子。養子(誰々ノ猶子・養子トナルコト) / 御帯進献 著帯ノ儀等
- 所生ノ子女及ビ養子女/子女ノ身上関係/一、 離婚
- 親王宣下/一、宮号ノ宣賜及ビ承継

敍勲·任官/官歴

外国勲章ノ受用

叙品

叙位等

- 立儲/立太子 (立太孫) 立太子式 儲君御治定等
- 崩薨/時刻 一/場所 場所 陵墓名等 原因等/一、葬儀/葬祭ノ次第 葬儀掛員 葬儀参列員等

陵墓

附第/一、 落飾 /隠居 得度 復飾等 *'/* 准母

臣籍降下/臣籍降下ノ事由

降下後ノ爵氏名

賜姓等

- 院号/一、 尊号/太上天皇 太皇太后 皇太后等/一、 追号
- 祝典/誕辰日祝 式典 有卦祝 算賀等
- 葬祭/父母・配偶者・兄弟・子女等ノ薨去 葬儀 年祭等

五

『天皇・皇族実録』

の編修

(その一)

L

か

服喪 7/宮中 喪 大喪 其他 服 喪 除服等 疾患負傷 病名 容体 主治医等

行啓 行幸啓扈從/一、 御差遣 /場所 使命等/一、 外国貴賓接待

台臨 /場所 用件 資格等

出張旅行/内地外国公私用ト . モ 其ノ往返ノ発着時刻 場所 用

件等

班位 特 班位 ノ変更セラレ タ ル 場合

皇位継

承順序ノ変更/一、

摂政

就任

退任等

太傅

就任

退職等

皇族会議員/一、貴族院議員、 /一、公益法人ノ社員・会員 役員

後見人・保佐人/後見人・保佐人ノ勅選セラレ タ ル時 他ノ 後見人・保佐人ト

/遺留財産ノ設定・廃止 相続 其 他 ラ異 動 普通財産 /重要ナ ル 財 産 得

ナリタ

ル

時

、親族会議ヲ設ケラレ タ ル 原因 人名 其 (ノ辞任 解任 決 **八議等**  賄料

賜邸

遺産

遺産

アノ清算

遺留財産

親族会議

懲戒

/停権又ハ剥権ノ懲戒

復権

治産ノ禁 /禁治産 準禁治産ノ宣告・ 解除 失踪 、失踪ノ宣告 取消

これほど詳細な史料を集めるとことは、 容易でなかったにちが いない。 そのためか、 こ の 「皇族実録」 は

四年 間 に四 人分しか出来ず、 計 三画の変更に迫られている。

(43)

就任三年目に叙上の そこで、大正八年 「天皇実像」と「皇族実録」の構想を併せて練り直し、二月九日に上申して宮内大臣の決裁をえた (一九一九) から新たに「天皇・皇族実録」が立案された。 当時の図書頭の森林太郎 (鷗外)

「編修規定」と②「実録凡例」 は 次の通りである(②の別記「天皇実録様式」「皇族実録様式」は省略)。

● 「天皇皇族実録」編修規程

第一条 天皇皇族ノ実録編修ニ付テハ、 本規程ノ定ムル所ニ依ル。

第二条 実録ハ、一代ノ起居ヲ記述シ、 以テ其ノ事蹟ヲ明 カニ ースル モ ノト · ス。 但シ婚嫁 離婚、 其 他 事 由

依り臣

籍ニ入リタル皇族ニ付イテハ、臣籍ニ入ルマデノ事蹟ヲ記述スルニ止ムベ

第三条 実録ハ、之ヲ事項ニ類別シ、 編年ニ依リ事ヲ以テ日ニ繋ケ、 正確簡明ニ記述シ、 且其 據ル 所ヲ示スベ

実録ノ凡例ハ、図書頭之ヲ定ム。

第五条 第四 条 天皇ノ実録ハ、 実録ニハ、 其 ノ首ニ引用書目及ビ目次ヲ掲ゲ、 歴代ニ由リ之ヲ区文スベシ。 但シ重祚ノ天皇ハ此ノ限ニ在ラズ。 絵図アルトキ ハ之ヲ末尾ニ附載スベシ。

第六条 皇后ノ実録 其ノ夫タル天皇ノ実録中ニ合載スベシ。 但シ皇后ニシテ大統ヲ継ギタルモノハ、之ヲ其ノ天皇

ノ実録中ニ併載スルコトヲ得

第七条 天皇・皇后ノ実録ニハ、左ノ事項ヲ記載スベシ。但シ踐祚及ビ立后以前ノ事蹟ニ付テハ第十三条 ノ規程

一、御名/二、父/三、母 皇居、 離宮/十二、太傅/十三、成年式/十四、 **/四、誕生/五、** 命名/六、 大婚 踐祚/七、摂政/七、 /十五、 元号/九、 即位禮/十、

十六、朝儀/十七、

大喪、

宮中喪、

服喪/十八、行幸啓/十九、

外国交際

44

(44)

崩御 /二十一、大喪儀/二十二、 追号/二十三、 山陵/二十四、 其 ノ他特ニ - 顯著ナ ル 事

項

従前ノ天皇、 皇后ニ付テハ、 前各号ニ掲ゲタル事項ノ外、 称制( 皇都、 讓位、 受禅、 落飾力 尊号、

准 !母等ノ事項ヲ記載スベシ。

第 八八条 前ニ条ノ規定ハ、中宮、 尊称太后及ビ贈后ノ実録ニ之ヲ適用ス。

第 九条 皇族ノ実録ハ、所出天皇ニ由リ之ヲ区分シ、 従前ノ皇統譜 = 排列 ハシタ ル 順 序 三 依 IJ,

所出天皇

実録ノ

後

·二合載

Σ̈́

べ

第十条

スベシ。

皇族妃及ビ七歳未満ニシテ薨去セル皇族ノ実録ハ、前条ノ規定ニ拘ラズ、各其ノ夫及ビ父ノ実録中 立テ之ニ合載スベ 明治以後、 従前ノ四親王家ニ属スル皇族ノ実録ハ、第九条ノ規定ニ拘ラズ、宮号ニ依リ之ヲ区分シ、 崩御及ビ薨去セル皇后・皇族ノ実録ハ、前数条ノ規定ニ拘ラズ、之ヲ各別ニ シ。 但シ出家ノ皇族ノ実録ハ、特ニ之ヲ区分シ、長幼ノ序ニ従ヒ其ノ後ニ 編修スベシ。 当主親王ヲ主位 附 載 スベ 但シ七

第十三条 皇族ノ実録ニハ、左ノ事項ヲ記載スベシ。

名/二、父/三、

母

四、

誕生/五、

命名

<u>ラ</u> 六、

賢所

皇霊殿

神

殿

立太子・立太孫

歳

未満ニシテ薨去セル皇族及ビ離婚セル皇后

皇族妃ノ実録

ハ此ノ限ニ在ラズ。

養育/八、教育/九、 宮号ノ宣賜及ビ継承

弋 成年式/十一、婚嫁/十二、 王子/十三、敍勲任官 /十四、

十五、 祝典/十六、喪祭/十七、 服喪

御名代 皇位継承ノ順序/二十四、 一十九、 御差遣/二十、 班位/二十五、 行啓/二十一、 摂政/二十六、太傳 台臨 /二十二,

二十七、皇族会議員/二十八、貴族院議員/二十九、法人其ノ他ノ団体ノ社員

三十、後見人・保佐人/三十一、遺産・遺留財産/三十二、重要財産ノ 得喪

三十三、歳費/三十四、 賜邸、殿邸/三十五、待遇/三十六、親族会議

三十七、懲戒/三十八、禁治産、

四十二、薨去/四十三、 喪儀/四十四、陵墓/四十五、 臣籍降下/四十六、 其ノ他特ニ顯著ナル 事項

準禁治産/三十九、民事訴訟、

刑事訴訟/四十、失踪/四十一、交際

従前 鉄漿始、 | ノ皇族ニ付テハ、前各号ニ掲ゲタル事項ノ外、 親王宣下、 養子、 猶子、 実子、 准母、 誕生祝、 儲君御治定、 元服、 敘品、 髪置、 敘位、 深曽木、 出家、 著袴、 僧位、 帯直、 僧官、 著裳、 封禄、 鬢曽

院号等ノ事項ヲ記載スベシ。

木

第十 应 条 前 :項ノ場合ニ於テハ、編修官ハ編修功程書ヲ調製シ、之ヲ図書頭ニ提出シテ其ノ認可ヲ受クベシ。 図書頭ハ、 各編修官ニ実録ノ編修ヲ分擔セシメ、之ニ補助員ヲ附屬セ シムル コトヲ得

第十五条 実録ノ起草ニ付テハ、 編修官専ヲ之ヲ担任シ、 資料ノ採集・謄写及ビ整理ニ付テハ、其ノ一部ヲ補 莇 員ニ

実録ノ資料ニ供セル記録文書ハ、 実録ノ区分ニ従ヒ類別編綴シテ簿冊 トナシ、 簿冊毎 三其 ノ目録ヲ附 実

録ノ附録ト為スベシ。

担

.セシムルコトヲ得

第十 -七条 実録ニハ、編集者ノ官氏名、 編修ノ年月日ヲ記入シ、 図書頭之ニ署名捺印スベ

第十九条 第十八条 実録編修 実録ノ編修ヲ終リタルトキハ、図書頭、 ノ順序ハ、 図書頭、 宮内大臣ノ認可ヲ経テ之ヲ定ム。 其ノ都度報告書ヲ作成シ、 宮内大臣ノ決裁ヲ受クルコト

第二十条 図書頭ハ儀式祭典及ビ行幸啓等ノ場合ニ於テ、 必要アルトキハ寮員ヲシテ其ノ実況ヲ視察報告セ 他日

編者ノ自註

首ニ圏ヲ置キテ原註ト混セザラシ

編修 レスベ 丰 実録 資料 備 フベ

附

則

第二十 条 本 規程 明 **沿天皇ノ実録ニ之ヲ適用** セ

 $\bigcirc$ 実録 凡例

天皇・皇族ノ実録 天皇・皇族ノ実録 ハ、 事蹟 別記ノ様式ニ依 ノ繁簡ニ從ヒ、

天皇実録ノ様式第一章ニハ、

其ノ実録ニ款項ヲ増設

シ、

又ハ章若ク

節

ラ設 いケズ。

中 宮

天皇実録ノ様式第二章乃至第四章、 天皇・皇后及ビ所出皇族ノ事蹟ノ大綱、 第六章、 第九章乃至第二十章、 第二十二章乃至第二十四章ニ 並ニ編修 ,例言ヲ記載ス。

贈后ノ事蹟ヲ併載ス。 ノ事蹟 皇族実録 ノ様式ニ 依 ル。

尊称太后、

天皇踐祚以前

皇族実録ノ様式中第四章第一

節及ビ第八章ヲ除ク

/ノ外、

各章節

ニハ妃ノ

事蹟ヲ併載ス。

天皇ノ外、

皇族ニハ総テ敬語ヲ使用セズ。

ルモノハ姓又ハ称号ヲ書

編者ニシテ考説ヲ加フル 人名ハ氏名ヲ書シ、氏名ノ詳ナラザ 場合ニハ、 首ニ 按 ヲ置キテ本文ト区別ス。

儀式、 祭典、 勅書其 ブ他、 常例ニ係ル記事 ハ、之ヲ初見ノ 条二 記 載 シ、 餘 其 要領 ラ ブ ル 止

儀式、 祭典、 恩賜等ノ事項ニ シテ、 各章節 ニ掲グル事項ニ関連スルモ **ラハ、** 之ヲ其ノ中ニ収

- 一、儀式ニ関連スル祭典及ビ饗宴ノ事項ハ、之ヲ其ノ儀式中ニ収ム。
- 誕生、 崩薨等ノ時刻ニシテ実際ト発表ト異ナル場合ニ在リテハ、専ラ発表ノ時刻ニ拠リ実際ノ時刻ハ之ヲ註書ス。
- 一、大喪儀、喪儀ノ記事ハ、百日祭迄トス。

こ の 「天皇・皇族実録」 は、 翌九年六月九日の文書によれば、 前年十二月に「八年計画」で編修する案が決定され、

それに伴って編修従事者の増員を要望している。

十八人とするが、「雇員」は三人増やして十人、「写字生」も八人増やして二十二人とすることを上申したのである。 すなわち「編修官」は二人から三人増やして五人、 「編修官補」 は新たに十人置く。 ただ 「宮内属」 は三人減らして

# 六 『天皇・皇族実録』の編修(その二)

十四年 四人、 「十ヶ年計画」の「年数ノ算定」 しかし、そのころ宮内省が全般に「定員削減」を迫られていたから、右の増員案は全く認められず、逆に「編修官補 雑仕五人の減員」を余儀なくされた。そこで、他の事情も加わって編修計画が予定のごとく進まないため、 (一九二五)二月に至り、重大な方針転換がはかられた。そのいきさつを示す文書=例 と、それを具体化する 1 および新たな「編修規程」 = 成と「編修功程」 = ②は、左の通りである。 大正

# 例「天皇・皇族実録」編修ニ関スル件

天皇・皇族実録編修ノ件、 大正八年十二月十一日付経伺ノ計画ニ基キ、 大正九年ョリ向フ八ケ年ヲ以テ完成スベク、

(

編

年

体

ラ取

ル

所

띬

ナ

リ。

ル

点

ラ列

挙

セ

べ

ク

同 ΪΪ 车 ・六月之レ 伏見 ・ニ着手 桂 閑 シ 院 四 爾 親 王 来三年有半 家 蚏 治 -ヲ経 以 前 過致候。 二 属 ス ル 其 御 訚 事 績 二 於 ラ脱 ケ 稿 ル セ 成 シ 績 = 過 シギズ 時 々 シテ、 報告致置 此 候 年 通 · 月間 霊 元院天皇以 対ス ル予定 + 績 帝 有 半

モ

達

しセズ

ヲ逐 コ 茲 ザ 斯 Ł ク遅延ス テ記 既 之レ 朩 往 述 茰 ス 経 ガ ル 験 頻 主 ル ) 茵 止 所 出 依 ムヲ セ 有之。 所 シ IJ 謂 更ニ 得ザ ガ 編、 加 军、 審 キ 而 ij **体、** 議 シ 又編修 所以 テ従来ノ ヲ ヲ 甪 重 フ ネ ノ ・モノ ル タ Ξ 一従事 編 ル ヲ 結果、 可 修様式ニテ セ ナ 幾多ノ シ者 IJ 紀事本 ኑ 信 ノ減員ヲ見ルニ至リシ等モ、 ´ 原 因· ロジ候。 末 [有之候 体 其 今 左 ノ構成複雑多岐ニ 依 V へ共 ニ編年ト ル 従来 採取 ラ編 紀事本末ト セ 亘 修 ル 亦遅引 実録 様式ヲ改 IJ, **以**史料、 · 両 体 随 ヒ テ実際 = メ 予定 付 テ、 助 因 丰 執筆 テ 各御代実録  $\exists$ 被 IJ 其 モ ス 認候 ノ得 ル 頗 ル 際 量 年 ナ 序 IJ

事 蹟 記述セラ 第 ル ヲ 歴 之
レ 人ヅ ル 史編修 べ ヲ 丰 古 -御事蹟 ジカ法 人ヲ本位 来 ブ成 ご付 火 ニ ŀ 古来紀伝 丰 シ 徴 テ テ記述 ハ ス ル 年 = ス 月ヲ 編年 ル 紀事本 モ 逐ヒテ記載 1 紀事本 ナ 末体 ル ヲ 以 末 ヲ 用 ス テ、 ル ヒ 全体 一体アリ タ カ、 ル 分類聚録ス ヺ ハ 通ジ ŕ, 甚 . ダ 稀 テ 各々長短得失アリ 見 = ル シ ル テ、 力 ኑ ノニニ 丰 編年 紀伝体 帰 = 依 スベ ŀ 雖 IJ = <sup>\_</sup> 属 モ 記 ス。 ス 本 宇実録 サ ル ヲ V 通 バ 其 例 ŀ 各 御 是

編 修 渚 本 実録 私見 依 史実 V シ精 ル 批 評 確 周 判 密 断 ナ ヲ ル 挟 ヲ 期 マ ズ、 シ、 以 記 テ 述 各御 最 代 モ 公平 実 録 ナ ル 統 ヲ 要 アラ ス。 シ 故  $\Delta$ べ 誤 シ。 謬 遺 漏 無 力 ル べ 丰 ハ 勿 成 ル

V ) 然 章 節 記 従 来 載 ス べ 編 ||修体 丰 力疑 裁 (感) 加 生ズ 画 ル モ ノア 型式・ IJ 範 或 疇 ヲ ハ二三ノ章節 設ケテ之レ = 重複記 拘 東 セ 載 ラ セ ル ザ 7 ル 時 べ 力 御 ラ ザ 事 蹟 ル モ 性 質 7 IJ, 依 或 IJ テ、 又何 或 何

章節 ニモ 正 当ニ記載 ジ得ザ ル モ ノアリテ、 其 ノ 困 [難少 ·カラズ。

亦隨ヒテ期 パスベ 型式ヲ離 シ。 是編年体ヲ取ル所以ノニナリ。 レテ自 由 ニ年序ヲ逐ヒテ敍ス ル 時 少シモ不自然ナル点ナク、 遺漏ヲ生ズル憂ナシ。 精 周

嵵 第三、 学 文物 時 推移、 推移アリ、 変遷ヲ分明ナラシメザ 文物制度ニ変遷アリ、 íν (憾ナキ 之レヲ強ヒテ古今ヲ通ジテ画一 能 ハズ。 然ル ٠ = , 編年体 依 ナル型式ニ依リテ記載スル ル ኑ キ 事実ノ真相 ヲ覩易 ŀ 丰 其 又

変遷推移 シノ迹ヲ 顕 ハシ易キヲ覚ユ。 是編年体ヲ取ル所以ノ三ナリ。

所以 却ス アラズ。 第四、 ラ四 ル虞アリ。 然レド 人各 単ニー 'n モ 々 個 其 寧 人ノ伝記ヲ編修スル際ニハ、  $\Box$ 性アリ、 ノ章節ハ各人ノ伝記ニ各別ニ之レヲ設クベキモノニシテ、 型式ヲ離レ 若シ画 自由ニ敍述シテ、 ノ範疇 ・型式ニ依リテ記述スルト 章節ヲ設ケ事件ヲ類聚シテ、 各人特異ノ色彩ヲ鮮明ナラシム 丰 所謂紀事本末体 其 万人ニ通ジテー定画ー 分間 ル に無理 ヲ優レリ ヲ生ジテ、 ŕ こ記述 ・スベ ス シ。 章節 ル 個 是編年: ヲ 人ノ特 便 ラ設 ŀ -体ヲ取 クベ 異 ス 点 ル 事 丰 ヲ 没 ア

予想シテ章節 第五、 直ニ事実ヲ書キ下 皇族ニ ラ設 在リテ ケ タ ハ シタル方、 ル ヲ /以テ、 其ノ御事蹟 体裁遙ニ可ナルベ 之レニ当嵌 ノ詳細ヲ ムルニ `知リ得ザル方々頗ル多シ。 シ。 困難ニシ 是編年体ヲ取ル所以 テ、 且不体 .裁ナルヲ免レズ。 然ルニ、 ノ Ē. ーナリ。 従来ノ編修様式ニハ 斯ル場合ニ 有 ラ 章節 ユ ル 場合ヲ 依

ナ

アラザ 第七、 第六、 V 年 従来ノ -月ヲ 起草ニ 編修様式 逐ヒテ記述スル 着手シ難 ハ御一 丰 傾 代 ኑ 丰 丰 ァ IJ. 事蹟 連続 即 チ ラ其 自 セ / 性質ニョ 然ニ ル 編修期限ヲ長 事 実 モ リ分類聚録ス 年 |月ノ カラ マ 7 = シ ル 所々ニ分割記載セラル A 仕 組 ルヲ免レ ナ ルヲ以テ、 ズ。 是編年 有ラ べ 体 ユ 丰 ヲ ル 史料 取 =  $\Xi$ 所 IJ, 蒐 以 事 件 :ヲ通覧 尽

シ得ザ

ル

不便アリ。

是必然編年体

ノ歴史ニ伴

ル

短

所

ナリト

凾 + ス レ ル ١, コ モ ŀ 本 実録 シ、 又互 ニハ 短 三関 時 連 日 セ = 結 ル 記 了 事 ス Ė ル 事 ハ 参 件 照 ハ ヲ附 便 区宣本末 シテ、 パヲ纏 編年 体 メ テ 欠点ヲ補 ケ 所 = 記 ハ 述 ン コ シテ、 ኑ ヲ 幾分カ 期 ス。 猶 ハ 紀 事 他 日機会ヲ 長所

従 来 編 修 様式 編修! 頗 ル 不便ニ シ テ、 其 1 出 来上  $\nu$ ル 実録 モ亦体裁宜 シキ ヲ 得 ズ。 内容 然 デラ免 ザ ル モ ノ ナ

細

ナ

ル

索引

付

ス

ル

ヲ

得

層

通覽

便

ラ

得

シ。

ル コ 斯 ク 如 シ ኑ セ 速ニ之レ アヨ改 メ テ、 編年 体 ŀ 為 //スヲ 得策 ŀ ス べ シ。

而 精 確周 テ猶記 密 事 確 テ 実 統 ア 証 ル セ 実録 ン為ニ、 ヲ得 本文ノ次ニ史料ヲ記載 ベシト信シ、 既 た大正 干二 ス ル 年八 コ ŀ 月 7 セ 敍上ノ様式ニ 体 裁 内容共 依 IJ /テ編 整 ٤ 修 着手、 不 自 然 爾 ナ 来 遺 年

経験ヲ得

ラ、

大ニ其

(ブ自

|信ヲ増

ーシタ

ル

ノ感アリ。

既 族 成 前 如 敍 . 霊元院天皇以後 ジノ改 ク天皇実録 孟 御 允許 附 Ĺ 載セ ノ実録ヲ ズ、 先ヅ神武天皇 同 別 個 体裁ニ改 編修 方針  $\exists$ 修補訂 IJ 後西院 ナ ル ヲ ヲ 加 天皇 以 テ 度、 三至 必 シ 又四親王家ノ ル モ 御歴 同 代並ニ 体 裁 実録 后妃• 改 修 ニス 皇子女、 ル 既ニ大部分脱稿 必要 無 皇胤 レ之被 実録 認 シ ア完成 候 タ = ル 付 ١, 従 来 次 皇

編 修 機関 現在 如 ク 五部 三区 分 時 代ヲ分チテ 拍

針

ニ依リ完了致度、

将来ノ編修方法ニ付テハ、

第二、 編修 実録全部 各部 ハ編修官ヲ 完成期 簡 アナ 以テ主任 · 笛 年 ŀ ŀ シ、 シ、 大正十二年 同 官補 及ビ雇員 八  $\exists$ (ヲ之レニ分属 IJ 起算

第 四 事 業 順 進 序 渉 及ビ分担 ショ計ル 為 詳 細 起草期 別 簡 表 ヲ pц 如 期ニ 分 チ 月 其 功 程 ヲ 督 励 ス

ル

コ

ኑ<sub></sub>

第 Ŧi. 実録編修 方針 前 敍 如 ク 時 代 推 移 ラ IJ 制 度 Ξ 改変ア IJ テ、 従 来 如 ク 画 的 範 型 ヲ 定 ル 却 テ

上不便多キヲ以テ、現行実録編修規程及ビ、 実録凡例等ハ之ヲ廃止シ、 更ニ別紙ノ実録編修規程ヲ設ケテ、 其ノ

大綱ヲ示スニ止メ、編修ノ体裁統一等、 詳細ノ事項ハ、時々ノ編修会議ニ依リテ之ヲ決スルコト。

以上ノ事由ニ基キ、 実録ノ体裁ヲ改善シ、 編修ノ完成ヲ速カナラシメ度、 案ヲ具シ此段仰,,高裁,。

①十ヶ年計画、年数ノ算定

一、八年計画ニ於ケル実録並ニ資料総数量予定

四親王家皇族実録、 三千九百〇五枚、資料一万九千三百四十四枚歴代天皇、皇胤ノ実録、一万五百八十枚、資料三万四千百五十枚

一万四千四百八十五枚、資料五万三千四百九十四枚

一、八年計画ニ於ケル功程ノ予定

組五人、

一日ノ功程、

実録凡二枚、資料七枚/五組、

日ノ功程、

実録凡十枚、

資料三十五枚

ヶ月 (二十日間) 功程、 **実録二百枚、資料七百枚** 

ニニケー・カード、ミネニニ・ヨゴで、それにコ

一ヶ年(十二ヶ月)功程、実録二千四百枚、資料八千四百枚

八ヶ年

功程、

実録一万九千二百枚、資料六万七千二百枚

此ノ内、幾多ノ支障ヲ見越シ、数量二割ヲ減ズルモノト見テ、

実録一万五千三百六十枚、資料五万三千七百六十枚

、八年計画案ニ於ケル第一事業ノ実際ト予定トノ比較以上ノ計算ヲ以テ八ヶ年ニ全部ノ完成ヲ予定セリ。

(1)成功予定期間 ト実際成功期間 卜 比較

予定成功期間 実際成 以功期間

第

部

年

〇月

车

六月

〔大正九年六月着手、

同

干

年十二月完了」

第二部 年 八月 三年 月 〔大正九年六月着手、 同十二年七月完了

第三部 年 一月 年 五月 〔大正九年六月着手、 同 十 年七月完了

第四部 年 〇月 年 四月 〔大正九年六月着手、 同十一 年九月完了〕

平均約 年 -一〇月 二年 月

第

五部

年

即第一

期平均約一年十

角ニ対

シ、

実際成績

ハ平均約二年十

ケ

月ニシテ、

約

年強

ノ遅延ヲ見

九月 三年 月 〔大正九年六月着手、 同十二年七月未完了ノママ次期

回予定数量ト実際数量ト 比較

部ヨリ第四 部ニ 至ル総数量 (第五部 未完了ニツキ省ク)

予定数量 実際数量 増加 数量

二、九三三枚 三、二二八枚 二九五枚

四三三枚

九

五六枚

一二、二七七枚

即実録ニ於テ予定数量 対 約 割ノ増加ヲ示 シ、 資料ニ於テハ予定数量 対 約 七割 Ŧi. 一分ノ 増 加 ラ示 セ

実録 編修完成ニツキテノ新計

期 韻 年 許 率 · ヲ 以 画 案ニ テ遂行スル 於ケル 第二 ŀ 期以後全部完成マデノ予定年限ハ六年二ヶ月ニシテ、 セ ン カ、 尚九年六ヶ月ヲ要ス。 而シテ第一 期事業ノ予定ヨリ 之レヲ以上比較 /遅延シ タ セ ル ル 第 主 タ ル 期 実際 原

> (53) 53

因 成 功

半途ニシ テ各部減員ヲ見 ルタル ニ由 ルモ ノナレ バ、 其ノ減員ノマゝノ人員ヲ以テ今後ノ事業ニ従事スルニ於テハ、

遅延率ハ更ニ増 加スベク、 且. ソノ数量 ブ増 加亦前途 ノ如クナルヲ以テ、之ガ完成ニハ今後尚十数年ヲ要スベ

因 ーテコ 編修規程ヲ改正 シ、 資料 ブ重複増加 ヲ避ケ、 編修能率ノ昂上ヲ計ルニ於テハ、 編修規程改正 ノ結果、

# プ「天皇・皇族実録」編修規程

成実録改修ノ事業ヲモ加ヘテ、

十箇年

(大正十二年八月起算)

ヲ以テ実録編修

こノ業ヲ大成シ得ベシト信ズ。

既 (54)

54

第 天皇実録ハ、 一代ノ起居ヲ注記シ、 以テ其 (ブ事 F蹟ヲ明 二 ス ル モ ノト ス。

皇族実録モ、 亦前項ニ準ズ。 但、 臣籍ニ入タル者ハ、 臣籍ニ入ル迠ノ事項ヲ記述スル 二止

第二条 実録ハ編年ニ依リテ記述シ、 其 (ノ史料ヲ本文ノ次ニ適載ス) 前後関連セ ル 事項 按文ヲ附 シテ参照

一便ス。

某天皇実録ト称ス。

皇族実録ハ、天皇実録ニ附載ス。

第三条

天皇実録ハ、一代毎ニ区分シ、

第四条 皇后・中宮・尊称太后・贈后ノ実録ハ、 夫タル天皇ノ後ニ 附載ス。 後宮宮人ノ事蹟モ亦之ニ準ズ。

第五 条 皇子女皇胤ノ実録 所出天皇、 後宮宮人ノ事蹟ノ後ニ記 ス。

第七条 第六条 前三条ニ揚ゲ 有栖川• 伏見・桂・閑院ノ四親王家ノ実録ハ、 タル皇族記載 順 位 皇統譜 排列シ 前条ノ規定ニ拘ラズ、 クタル 順序ニ依 宮号ニ依リ各別ニ記述ス。

第八条 皇族妃ノ実録ハ、夫タル皇族ノ後ニ附載ス。

R九条 実録ニ記載スベキ事項ノ梗概、左ノ如シー

第

一、御名・称号・宮号及ビ命名等

第十条

実録ノ典拠タル史料

正確ニシテ特異点アルモノヲ記

載

シ、

多ク羅

列

ス

ル

ヲ要セズ。

但

誤リ伝ヘラ

タ

第十二条 第十 立儲 誕生/ 父母・養父母 四、 立親王・叙品・任官・待遇 深曽木・元服等ノ儀式/五、 准 母並 ニ養子・ 猶子・実子

師 傅

登極 (踐祚 受禅• 即位・大嘗祭)・ 称制 摂政 八八、 神器 力、 元号•

譲位・ 皇居・離宮・奠都・殿邸 尊号・院号・落飾・入寺 **/**十二、

十三、 入内・立后・婚嫁 一十四、 出産 御料

二十五、 山陵・国忌/二十六、喪祭

二十二、皇族賜姓/二十三、文学技芸/二十四、

十八、 十五

重要官職

デ 十九、

政事·軍事

*了*二十、

外国交際

/ 二 十

行幸啓

賜与・進献

神事/十六、

佛事/十七、

朝儀

三十、 二十七、 崩薨・喪儀 宴遊/二十八、算賀/二十九、 /三十一、追号/三十二、陵墓: 疾病

三十四、 其ノ他、 時代ニ依リ特殊ナル事項

史料ト雖モ、 按文ヲ付スル場合 必要ト認ムルモノハ之ヲ記載スルコトヲ得。 按 ヲ置キテ本文及ビ史料ト区別ス。 此ノ場合ニハ、 按文ヲ付シテ之ヲ弁証ス。

宸翰・宸影其ノ他必要ト認ムルモノヲ撮影・模写シテ挿入スル トキ 其 ノ所蔵者・ 来歴等ヲ記入ス。

> (55) 55

第十三条 実録ノ本文ハ、漢文直訳体トシテ、 荘重典雅ナラシメ、 史料ハ原文ニ従フ。

第十四条 各天皇実録ニハ、天皇・皇族ノ系譜、 内容ノ目次、 引用書目ヲ掲記ス。

@「天皇·皇族実録」編修功程 第一部

第一期 大正十二年八月至大正十五年七月

(3)文武天皇至淳和天皇

十二代 〔天武天皇十一年至承和七年〕百五十八年代 数 年 間

三宮・後宮宮人、六十三人/皇子・皇女・皇胤、二百〇七人

第二期 大正十五年八月至大正十八年七月

天

皇

代数年間

4)仁明天皇至光孝天皇 (1)神武天皇至安康天皇 五代 二十代 〔紀元前六十一年至安康天皇三年〕 千百七十七年 〔弘仁元年至仁和三年〕七十八年

三宮・後宮宮人、百〇四人/皇子・皇女・皇胤、五百十人

第三期 大正十八年八月至大正二十一年七月

天

皇

代 数 年

間

(2)雄略天皇至持統天皇 三宮・後宮宮人、六十人/皇子・皇女・皇胤、 二十一代 二百九十六人 〔允恭天皇七年至大寶二年〕二百八十五年

第四期 大正二十一年八月至大正二十二年七月

六十人

〔延長四年至寬和八年〕 八十六年

年

間

第四期

大正二十一年八月至大正二十二年七月

五十七人

[天延四年至延久五年]

九十八年

年

間

第三期 第二期 第 23中御門院天皇至後桜町院天皇 6村上天皇至一条院天皇 (7)三条院天皇至後三条院天皇 ⑤宇多院天皇至朱雀院天皇 一期 天皇・皇族実録」編修功程 但、 天 天 大正十二年八月至大正十五年七月 天 三宮・後宮宮人、二十一人/皇子・皇女・皇胤、 天 三宮・後宮宮人、十三人/皇子・皇女・皇胤、 大正十八年八月至大正二十一年七月 三宮・後宮宮人、十八人/皇子・皇女・皇胤、 大正十五年八月至大正十八年七月 三宮・後宮宮人、九人/皇子・皇女・皇胤、 本期ニ於テハ曩ニ旧規程ニ依リテ編修ヲ了シタル実録ヲ、 皇 皇 皇 皇 第二部 三代 四代 五代 代 五代 代 代 代 数 数 数 数 十四人

百十二人

〔貞観九年至天曆六年〕 八十六年

年

間

〔元禄十四年至文化十年〕 百十三年

新規定ニ依リテ改修ス。

年

間

天 皇 代 数

②後桃園院天皇·仁孝天皇·孝明天皇 三代 [宝曆八年至安永八年、寛政十二年至慶應二年] 八十九年

三宮・後宮宮人、十四人/皇子・皇女・皇胤、

「天皇・皇族実録」編修功程 第三部

第一期 大正十二年八月至大正十五年七月

天 皇 代

(イ有栖川宮熾仁親王・威仁親王

二代

〔天保六年至大正二年〕 七十九年

数

年

間

一人/王子・王女、 四人

8)白河院天皇·堀河院天皇

天皇

代 数

二代

年 間

[天喜元年至大治四年] 七十七年

期 大正十五年八月至大正十八年七月

三宮・後宮宮人、十三人/皇子・皇女・皇胤、

十八人

(9)鳥羽院天皇至二条院天皇

天

皇

第二

代 数

五代

〔康和五年至建久三年〕 九十年

年 間

三宮・後宮宮人、二十八人/皇子・皇女・皇胤 四十六人

第三期 大正十八年八月至大正二十一年七月

天 皇

数 年

間

代

(58) 58

但、本期ニ於テハ曩ニ旧規程ニ依リテ編修ヲ了シタル実録ヲ、新規程ニ依リテ改修ス。

十八人

年

間

#### 『天皇・皇族実録』の成立過程

(13)後伏見院天皇至後村上天皇

天

皇

(10) 六条院天皇至順徳院天皇 六代 [長寬二年至仁治三年] 七十九年

大正二十一年八月至大正二十二年七月 三宮・後宮宮人、三十七人/皇子・皇女・皇胤、 八十六人

第四期 代

(1)仲恭天皇至四条院天皇 天 皇

数

年 間

三宮・後宮宮人、六人/皇子・皇女・皇胤、 三代 八人 〔建保六年至仁治三年〕二十五年

期 大正十二年八月至大正十五年七月 「天皇皇族実録」編修功程

第四部

第一

回伏見宮邦家親王王子・王女 六人

天

皇

12後嵯峨院天皇至伏見院天皇

五代

代

数

〔承久二年至文保元年〕 九十八年 年

間

三宮・後宮宮人、六十人/皇子・皇女・皇胤、 百三十七人

第二 期 大正十五年八月至大正十八年七月

五代

代

数

年

〔正応元年至正平二十三年〕 八十一 間

年

三宮・後宮宮人、三十六人/皇子・皇女・皇胤' 百四十六人

第三 期 大正十八年八月至大正二十一年七月

天 皇

> 代 数

年 間

(4)後亀山院天皇至後小松院天皇 二代 [正平二十三年至永享五年] 六十六年

(15)光厳院天皇至崇光院天皇 三宮・後宮宮人、十四人/皇子・皇女・皇胤、 三代 二十八人 〔正和二年至応永五年〕八十六年

第四期 大正二十一年八月至大正二十二年七月

天 皇

(16)後光厳院天皇·後円融院天皇 二代 代 数 [延元三年至明徳四年] 年 間

五十六年

(24) 光格天皇 一代 〔明和八年至天保十一年〕七十年

三宮・後宮宮人、十五人/皇子・皇女・皇胤、三十九人 本期中、光格天皇実録ハ旧規程ニ依リ編修ヲ了シタルモノヲ、 新規程 ニ依リテ改修ス。

第 二期

「天皇・皇族実録」編修功程

第五部

但、

大正十二年八月至同十五年七月

天

皇

代 数 年 間

(17) 称光院天皇至後花園院天皇 三宮・後宮宮人、三人/皇子・皇女・皇胤、 二代 四人 [応永八年至文明二年]

第二 期 大正十五年八月至同十八年七月

天

皇

(18)後土御門院天皇至後柏原院天皇 二代 代 数 〔嘉吉二年至大永六年〕八十五年 年

間

三宮・後宮宮人、六人/皇子・皇女・皇胤、 十六人

> (60) 60

第二

期

天

皇

第三期 大正十八年八月至同二十 年七月

天 皇 代

(19)後奈良院天皇至正親町院天皇

二代

年

数

三宮・後宮宮人、十人/皇子・皇女・皇胤、 二十八人

〔明応五年至文禄二年〕 九十八年

間

第四期 大正二十一年八月至同二十二年七月

天 皇

22. 霊元院天皇至東山院天皇

二代 代 数

年

間

〔承応三年至享保十七年〕 七十九年

本期ニ於テハ、曩ニ旧規程ニ依リテ編修ヲ了シタル実録ヲ、 三宮・後宮宮人、二十人/皇子・皇女・皇胤、三十七人 新規程ニ依リテ改修ス。

(「天皇・皇族実録」編修功程 第六部

期 大正十二年八月至同十五年七月

第

但、

代 数

20後陽成院天皇至明正院天皇

天

皇

年 間

三代 [元亀二年至元禄九年]

五十六人

大正十五年八月至同十八年七月

三宮・後宮宮人、十六人/皇子・皇女・皇胤、

代

数

年

〔寛永十年至貞享二年〕 五十三年 間

三宮・後宮宮人、八人/皇子・皇女・皇胤、 二十四人

二代

21後光明院天皇至後西院天皇

**※** 右 ②の各項の上の数字(1)~(2)は、 歴代天皇の代数による順序を示す私柱!

枚・資料二一四三三枚を脱稿した。 業の霊元天皇から孝明天皇までの十帝、 このうち例団によれば、 大正九年六月から同十二年七月までの約三年間 しかし、この時点で既に予定より約一年も遅延していた。 および有栖川・伏見・桂・閑院の四親王家の明治以前の事績は、 に、 従来の 「八年計画」 その原因は、 に従って、 実録三二二八 採取した史 第

料が極めて多いこと、

逆に編修の従事者が減員されたこともあるが、根本的には従来の「紀事本末体」では構成が複雑

多岐に亘り計画的な執筆が難しいためである。

な ② 「編修功程」を作り、この大正十二年八月から十年間を四期に分けて順次編修する運びとなったのである。 に そこで、史体の長短を検討の結果、各御代ごとの「編年体」に改めることになった。 更めて「十ヶ年計画」 を立て直し、 従来の 「編修規程」 を大幅に改めた。 即ち、 戊 そして従来の進行状況を参考 (全十四 条

### 七 『天皇・皇族実録』 の完成

図書頭から宮内大臣あてに次のような報告書を提出している(図書寮の「重要雑録」)。 この十ヶ年計画は、 途中で御代替りなどもあって少し延びた。けれども、 昭和十一年(一九三六)十二月二十一日、

ヲ改正シ、 (前略 編修ノ完成ヲ速カナラシムル為ニハ、 経伺ノ上、 大正十二年八月ョリ向フ十年ヲ期シテ完成ニ努力セリ。 従来ノ編修様式ヲ改メテ編年史料体トナスノ可ナル 偶々大正十五年九月「皇統譜令」ノ公布 ヲ認 編修規程

期事

得

ザ

ル

甚ダ遺

極ト

ス

ル

所

ナ

IJ

皇 車 7 ナ ル 皇 ル ヤ、 族 能 ||実録| 之ガ登 ハズ。 全部 **録案調** 止 ムタ 稿本謹修 成 得ズ実録完成期 ノ必要ヲ生ジ、 シヲ終了 シ 限 タ コ 延 ノ調 ル 長 ヲ 以 成 承認 テ、 = ハ 更ニ 官制ヲ改 ヲ 待 調 テ、 査研究ヲ要スベ 刻苦励 正 シ テ編修官 精 結果、 丰 編 事 修官 項多カリ 漸ク本年七月ヲ以テ、 補 / 定員ヺ シ為メ、 /減ジ、 コ 間 八月以降 子 定 実録 セセ ル 編 残 天

理ニ従事

茲ニ完了を告グ

ル

三至

V

ŋ

百二 一十四方、 実録 三収 各天皇 ム ル 所 ノ皇后ヲ始メ奉リ後宮ノ全部六百八十五方、 神 |武天皇  $\exists$ IJ 孝明天皇 二 至 ル IJ<sub>。</sub> 歴 代天皇、 光厳 並ニ皇族二千二百四十一方、 光明 崇光 後光厳 後円融 総計一 干 五十方ニ Ŧi. 天皇 セ テ

印刷 其 (ノ稿本 宇実録 局 托 シテ逐次印 千二百 皇統譜」 九 八十三冊 ኑ 行ニ著手 相俟チテ、 二十 シ、 鋭意其 皇室ニ於ケル 九萬四千枚 ()進 涉 Ξ ラ計 最 上 V モ貴重ナ ツ ア ル ŋ 記録 ナ ル ヲ以テ、 昭和 六年 度  $\exists$ IJ, 編 修 成 ル 随

IJ

7

₩ テ茲 並ニ レド 第 今 モ 九十 目 其 マ デ 代後宇多天皇、 刊本冊数 <u>-</u> 印 刷 ヲ 終レ (ハ三百冊以上ニ達スル見込ニシテ、 ル 第九十二代伏見天皇ノ各天皇・皇族実録七冊、 第四 十二代文武天皇 3 IJ 第六十七代三条天皇 印 刷 ノ完成ハ之ヲ 合セテ = 尚 至 ホ ル 数年 五十二冊ヲ捧 歴 -ノ後ニ 代天皇 期 セ 皇 皇 ザ エスル 族 ル 実 ヲ 得 = ıĿ. ズ。 ᄱ 因 ザ 十 ル 五.

年 実録 ·史料 実 録 体 本文ハ 体 ヲ 例 用 ٤ 荘 重典 各天皇毎ニ区分 年 月ヲ 雅 チ ^逐ウテ記述 文体ヲ用 シ、 シ、 天皇 ٤ 其 史料 ノ史料ヲ 御 事蹟、 ハ原文ニ従ヘリ。 本文ノ次ニ排 皇后以下後宮 又史実 莂 ノ御 シ、 () 精 事 前 歴 後関 確 並 連 記述 セ 所 ル 出 ノ公正 事 皇族 項 ヲ 按文ヲ 期 御 起居 タ 附 ル ラ ヲ以 収 テ 参 テ、 照 夫 切 便

引 私見 甪 書 ヲ 目 加 ヲ 掲 記 其 セ 弁 証 スベ 丰 モノハ之ヲ按文ニ譲レ ij 又各天皇実録ノ巻頭ニ 天皇・皇族 シノ系譜、 容

目

シテ有栖川宮 ・伏見宮・桂宮並ニ閑院宮ノ四親王家ノ皇族実録 ハ、他ノ皇族ノ如ク所出天皇 ノ実録ニ附載 セ ズ、 宮

而

64

ノ際、

既ニ大部分脱稿シ居リタ

ル

ŀ

ニ依リ、

之

別ニ参照史料

コヲ付ス

ル

(64)

シテ 号ニ依 ソ 『リ各別ニ編修スル方針ナリシト、 ノ様式 、ノ改修ヲ施サズ、 最初ノ様式ニ従ヒ、 又大正十二年編修様式改正 事項別ニ類聚シ記事本末体ヲ以テ叙述シ、

体例ヲ採

V ŋ

本

宇実録

ニ収録

シタ

ル史料

図書寮文庫ニ収蔵セル文書記録

ハ素

ベヨリ、

東山御文庫

内閣文庫

東京帝

玉

大学史

纂所ヲ始メ、 関係アル社寺等ニ亘リ、 汎ク之ヲ募集シ、 其ノ数実ニ三千五百四十六種ノ多キニ及ベルコト ハ 別表

クナレドモ、 宸記ニシテ今日其ノ全部ノ伝ハラズ、断篇ノ遺存スルモノモ少カラザレドモ、「花園天皇宸記」・「後伏見天皇宸記」・ 最モ重要ナル史料トナレルモノハ、 列聖ノ宸記ヲ始メ当時 ノ日記類是ナリ。

盛徳鴻業ハ勿論、 後桜町天皇宸記 日常 並ニ「後崇光太上天皇御記」 ノ御動静ヲモ拝察スルコトヲ得タルコト少カラズ。 (貞成親王 「看聞御記」) ノ 如 半 ハ**、** 概ネ欠巻ナク伝ハリ、 之ニョリテ

鑑別、 顧 ミレバ、 史実ノ考証等、 本実録編修ニ要シ 亦容易ナラザ タ ル 年月 ル モ ノア 必シモ 'n 従ツテ、 短シト云フベ 定メラレ カラズ。 タ ル サ 期間中ニ於テ最善ノ稿本ヲ謹修スルニ就テハ、 V ŀ, 収録スベキ所広汎ニシテ、 史料

最 モ苦心ヲ払ヒシ )所ナリト

昭

和十一

年十二月 (二十一)

日

図書 頭

渡

部

信

これ によれば、 「天皇実録 の編修は、 大正十二年 (一九二三) の八月から新しく「編年史料体」 により十年

録調 再開され ! 成に協力するため時間を取られ、 た。 その事業は、 同十 -五年の 少し期限を三年延長して、 「皇統譜令」 公布に伴い、 昭和十一年(一九三六)の七月に完成 前述のごとく早くから進められてきた (そのあと半年 「皇統 の 登

夶

録

テ述ブル迄モナシ。

就中伏見宮ハ、

後伏見天皇ノ皇系ニ出デ、

初代栄仁親王以下二十一代、

星霜ヲ重

ル

コ

ኑ

Ŧ.

一百有

で残務整理) するに至ったのである。

三冊 その内容は、 にものぼ る 神武天皇から孝明天皇まで、 L か b すでに同六年から成るに従って印刷したものが、 北朝五代も含めて百二十四方の御代ごとに纏められた稿本は、 この時点で五十二冊捧呈されている。 合計 二二九

#### 八 『四親王家実録』 の改修

全冊

!の印刷が完成するのは、

同十九年七月である。

画 のままになっていた。 が、 ただ、 金田才平図書頭から松平恒雄宮内大臣あて、 い わゆる四親王家の実録は、 そこで、 昭和十八年 すでに大正十二年以前、 (一九四三) 次のごとく上申されている 八月二日、 従来の それを「編年史料体」 「紀事本末体」で一通り編修したものがあり、 (図書寮 「実録編修録 に改修して印刷 する事業の そ

代天皇・皇族実録 親王家実録」 伏見宮・桂宮・有栖川宮・閑院宮「四親王家実録」 ハ曩ニ一応ノ編修ヲ了シタルモ、 ト同一様式タル編年史料体ト為シ、 其編修様式ハ紀事本末体ナルヲ以テ之ヲ改修シ、 同実録ニ倣ヒテ之ヲ印刷ニ付セザルベカラズ。 改修並ニ其印刷ニ関スル事業開始 其

分主

而シテ現行「天皇・皇族実録」 校訂印刷事業ハ、 明十九年七月ヲ以テ完結スル予定ナルニ依リ、 其ノ直 後 四四 親王家実

謹デ案ズルニ、 改修事業ニ着手シ、 伏見宮以下四親王家 向フ五ヶ年五月ヲ以テ編修ヲ終了シ、 ハ、皇室ノ御連枝トシテ、 引キ続キ二年ノ日子ヲ以テ印刷ノ功ヲ完了セ 我皇統ノ上ニ於テ最モ重要ナル御関係ニアル

ント 改 (65) 65

年 其 間当主各宮ヲ始 メ 親 王 ・諸王多クハ御 歴 代 ノ御 読子ト · 為 IJ 内 聖 一徳ヲ 輔 翼シ奉リ、 外 ハ 風教文藝ニ丕 績 ヲ 建

又 桂 有 栖川 閑院 ノ三宮家ニ在リテハ、 夫レ 夫レ統ヲ正.

王**、** 

亦皆

歴代

ノ猶子タル

ノミナラズ、

宮家創始以後、

或ハ入ツテ大統ヲ継ギ

(有栖川宮第二代良仁親王

〔後

西

둦

(66)

門葉常ニ繁茂シ、 維新後ノ皇族十三宮ハ皆悉ク其統 ニ出ヅ。 親町 後陽 成 東山三天皇 一ノ直胤 ニ受ケ、 各宮 家

親王、 閑院宮典仁親王々子 其他略之) ト爲リ給フアリ。 〔光格天皇〕) 交互相倚り相補フコ 給フアリ、 或 ハ出デテ宮家 ト — 再ニ止ラズ。 ノ継嗣 以テ四親王家ト皇統ト (有栖川宮第三代幸仁親王、 御関係 桂宮第一 ノ緊密不離 代穏仁

内省曠古ノ盛業トシテ百代ノ後ニ誇示スルニ ル ヲ 従ツテ、 知 ルベ 歴代天皇・皇族実録完了スル キナリ。 モ、 足ル 万一「四親王家実録」 べ キ 「天皇・皇族実録」 ノ之ニ伴フナクンバ、 ノ一大瑕瑾タル 大正 ノ議ヲ 免 昭 和 得 両時代ニ ザ ル ナ 亘 ル

ヲ挙ゲテ、 ヲ編修 ス 屻 ルニアラザレバ、 ()記事 ハ当該宮家実録ニ譲ル方針 天皇及ビ皇族実録ノ完璧ハ之ヲ期スルヲ得ザルナリ。 ノ下ニ編修セラレ 居ルヲ 以テ、「天皇実録」 ŀ 同 系体 四四 親 王

就テ

別

紙

計

]画案

(省

略)

´通リ、

新タニ編修官二名、

編修官補及ビ史生各四

名

総計十

-名ヲ以

テ陣

-容ヲ整

眀

加之、

既修

「天皇・皇族実録」

ニ於テハ、

出デュ親王家ヲ創立、

若クハ継紹シタル各宮ニ就キテ

単

=

其御

名

₹

宮

ル (編修) 八月ョ 本旨ニ リ 直 ピチニ 基キテ、 「四親王家実録」 之ヲ経常部ニ繰リ入レ、 改修ニ着手セントス。 本実録改修完結ノ上ハ、 尤モ 「四親王家実録」 編修官二名ハ同 改修ハ、 官 本寮編修課 補 史生各二名 ノ主管事 務

名ヲ以 テ 四 テ直 親 王家 |チニ現代御実録資料編輯若クハ其他ノ重要事業 実録」ノ 印 刷 事 務 ハ、本改修事業ニ従事シタル (別通 編修官補及ビ史生各二名、 「編修課ニ於ケル今後 計四名ヲ以テ当ラシムル予定ナ ノ事業」 参照) ニ着手シ、 而

ŋ

茲

別

通計画案相添

上申

-候也

順

調

に全巻複製刊行されることを念じてやまな

業ノ掛員ハ、 現行 「天皇・皇族実録」 常時定員ノ約三割内外欠員並ニ応召者アルトニ依リ、 印刷 事業 時 局ノ 影響ニ依 リ印 洞局 本事業ノ完成 事務輻凑シ、 其 ノ数量平時ニ数倍 已ムナク予定期限 セ ル  $\exists$ IJ ١, モ二三ヶ月 本寮本

遅延スル

ヤ

モ計リ

難

シ。

因ツ

テ、

之ガ残務処理

1

「四親王家実録」

改

修準備期間

アガ五

ヶ月ト見込タリ。

刪 名 合計(三一三方)三一二冊ができていた。 これ 「有栖川宮実録」 史生四 K よれ [名の増員を求めたのである。 ば 「四親王家実録」 (五九方) は百五十冊、 は、 改修に その 「桂宮実録」(三〇方)は二十七冊、 「別紙計画案」をみると、 年五ヶ月、 印刷 に二年を予定し、 既修の「伏見宮実録」(一八五方) 「閑院宮実録」(三九方) そのため編修官二名 は三十 編 は 修 九十六 官 補 껟

が 内府→宮内庁へと縮小) とみて、 録しも、 れたのである しかも、それを編年史料体に改修すれば、 それぞれ 具体的な経費も計上されている。 (『書陵部紀要』 「平均五〇頁」 に伴い、 創刊号参照)。 増補する。 図書寮も諸陵寮と合併して書陵部となり、 しか そのため、 それぞれ約 ĩ 同二十年 実際の改修には昭和十九年から五年間、 「三割増」 . ற 敗戦 と見込まれ、 同二十二年からの抜本的 (平成十八年三月二十 右の改修と印刷は書陵部の編修課に引き継 さらに従来な -五日稿、 な官制改革 印 か 刷 つ た に二年間を要する 七月七 「各宮家 (宮内省→宮 日 補 Ē || | | | |

12 付 9 い 記 て御 本 .高配を賜った宮内庁図書課公文書係の関係者各位に感謝を申しあげたい。 稿 に抄録させて頂 Ñ た関 |孫資料 (宮内省図 書 寮 『例規 録 『重要雑録』 『実録編修録』) また、 こ の 『天皇·皇族実録』 の 閲覧 撮影と 掲載 が